

開発事業に対する指導及び勧告に従わなかつた事業者の名称等の公表について

【事案の概要】

太陽光発電設備の設置の用に供する目的で行う 1,000 m²以上の開発事業（以下「太陽光発電設備設置事業」という。）を行う事業者については、那須烏山市土地利用適正化条例（令和 2 年 12 月 11 日条例第 18 号。以下「市条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、市長と協議（以下「事前協議」という。）を行う必要があります。

株式会社デュープレックス・グループ（代表取締役：齊藤 理仁、所在地：東京都文京区目白台二丁目 9 番 13 号）は、那須烏山市曲畠字井戸窪 1127 番 1 外を開発区域として太陽光発電設備設置事業を行うべく、令和 5 年 12 月に事前協議を開始したものの、再生可能エネルギー発電事業に係る事業計画認定状況が分かる書類（以下「必要書類」という。）が未提出であり、事前協議が未了となっているにもかかわらず、令和 6 年 6 月に工事に着手しました。

市としては、市条例第 17 条第 2 項の規定に基づき、速やかに工事を休止するとともに、必要書類を提出し、事前協議を完了するよう、令和 6 年 7 月 17 日に指導、同年 8 月 9 日に勧告を行いましたが、当該事業者は、指導及び勧告に従わず、工事を続けております。

また、当該事業者が工事に着手した結果、開発区域の近隣住民の土地に土砂が流出するなど、被害が生じております。

このため、令和 6 年 9 月 18 日、市条例第 18 条第 1 項の規定に基づき、当該事業者の名称等について公表することといたしました。